

## 医療要否意見書記入方法の効率化に係るご留意点について

### はじめに

生活保護法では、第50条第1項の規定により、指定医療機関医療担当規程が定められており、その第7条において「指定医療機関は、その診療中の患者及び保護の実施機関から生活保護法による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない」と規定されています。

これまで、指定医療機関より提出されている医療要否意見書（以下、「意見書」という。）記載内容の病名など重複する項目が多いこと、手書きでは記載する事項が多い場合は既成の記載欄では狭すぎることで、さらに、手書きでは文字が読みにくい場合があり、正確に情報が伝わらないなどの点が指摘されてきました。以上の点を改善するために意見書記入方法の効率化を図りました。

しかし、一方で、記載内容が単一化してしまったり、記載する責任者があいまいになったりする可能性も懸念され、以下の留意事項、実施方法を熟読され、適正にご記入いただきますようお願いいたします。

### 留意事項

- ①各種意見書については、厚生労働省から医療扶助運営要領様式第13号（別紙1）等により様式が定められており、過不足なく患者情報を共有するために様式の同一性が必要となります。
- ②福祉事務所印や発行取り扱い者印を押印の上、発行することとなっております。
- ③記載した責任者を明確にする必要があります。

以上の留意事項をふまえ、以下ように実施することといたします。

### 実施方法

- ①熊本県庁のホームページから熊本県健康福祉部社会福祉課の申請書様式の欄に掲載されている意見書（一般内科・精神科）の別紙（Wordにて作成）をダウンロードしてください。
- ②ダウンロードした後、医療要否意見書記入要領（次項参照）により、必要事項を記載してください。
- ③福祉事務所から交付された意見書の裏面に記入要領の記載がない場合は、その裏面に印刷し、表面の傷病名欄に目立つように“裏面参照”と記載してください。意見書裏面に記入要領の記載がある場合、もしくは裏面印刷に失敗した場合は、記載した意見書（別紙）を別に印刷して、福祉事務所から交付された意見書の傷病名欄に目立つように“別紙参照”と記載した上で本紙と別紙に割印押印の上、福祉事務所にご提出ください。割印については、院長印でも担当医師印でも可とします。
- ④福祉事務所から交付された意見書表面の入院外若しくは入院医療の要否、指定医療機関名・所在地を記載の上、院長名と担当医師名には必ず記名・押印し、併せて必ず診療科目も記載してください。